

鳥取県東部広域行政管理組合 平成27年度 第3回正副管理者会議

日 時 平成28年1月25日（月）10:00～12:00
場 所 鳥取県東部広域行政管理組合 事務局分庁舎会議室

— 日 程 —

【1】開 会

【2】管理者あいさつ

【3】議 事

[1] 議会定例会（平成28年2月10日招集予定）提出議案

- 1 平成27年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算（第3号）
《議案第1号》（案）…………… 1
- 2 平成27年度鳥取県東部広域行政管理組合因幡ふるさと振興事業費
特別会計補正予算（第1号）《議案第2号》（案）…………… 8
- 3 平成28年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計予算
《議案第3号》（案）…………… 10
- 4 平成28年度鳥取県東部広域行政管理組合因幡ふるさと振興事業費
特別会計予算《議案第4号》（案）…………… 22
- 5 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
《議案第5号》（案）…………… 24
- 6 鳥取県東部広域行政管理組合職員の配偶者同行休業に関する条例の制定に
ついて《議案第6号》（案）…………… 26
- 7 鳥取県東部広域行政管理組合職員の退職管理に関する条例の制定について
《議案第7号》（案）…………… 28
- 8 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例の制定について《議案第8号》（案）…………… 31
- 9 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
《議案第9号》（案）…………… 38
- 10 鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正について
《議案第10号》（案）…………… 53
- 11 鳥取県行政不服審査会共同設置規約の制定について《議案第11号》（案）…………… 67

[2] その他

- 1 可燃物処理施設整備事業の状況について

【4】そ の 他

- [1] 今後の行事予定について…………… 71
- [2] その他

【5】閉 会

平成27年度 第3回正副管理者会議出席者

[正副管理者]

職 名	氏 名
管理者 鳥取市長	深 澤 義 彦
副管理者 岩美町長	榎 本 武 利
副管理者 智頭町長	寺 谷 誠 一 郎
副管理者 若桜町長	小 林 昌 司
副管理者 八頭町長	吉 田 英 人
副管理者 鳥取市副市長	羽 場 恭 一

[鳥取県東部広域行政管理組合]

局	職 名	氏 名
事 務 局	事務局長	東 田 義 博
	次長兼総務課長	田 中 利 明
	総務課長補佐兼庶務係長	坂 本 清 美
	総務課主任	瀬 村 義 浩
	生活環境課長	遠 藤 全
	生活環境課参事	稲 村 明 仁
	生活環境課長補佐兼環境管理係長	小 清 水 輝 彦
	生活環境課建設推進室長	前 田 武 彦
	福祉課長	福 田 克 彦
消 防 局	消防局長	村 上 義 弘
	次長兼消防総務課長	盛 田 佳 裕
	消防総務課長補佐	渡 辺 定 弘
	警防課長	藤 原 博 志
	情報指令課長	中 谷 隆 人
	予防課長	山 田 達 弘

【3】議 事

[1] 議会定例会（平成28年2月10日招集予定）提出議案

1 平成27年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算（第3号） 《議案第1号》（案）

(1) 歳入歳出補正総額

補 正 前	補 正 額	補 正 後
5,616,983 千円	52,322 千円	5,669,305 千円

ア 歳入補正額の主な内容

- 市町負担金の減 (△19,654 千円)
- 国庫交付金の増（循環型社会形成推進交付金） (8,702 千円)
- 物品売払収入の増 (2,997 千円)
- 再生資源有価物売払収入の減 (△8,863 千円)
- 基金繰入金の増（退職手当金積立基金） (13,443 千円)
- 雑入の増（再商品化合理化拠出金） (3,266 千円)
- 前年度繰越金の増 (49,457 千円)
- 組合債の増（消防債） (4,000 千円)

イ 歳出補正額の主な内容

- 給与改定・早期退職等に伴う職員給与費の増 (28,587 千円)
- 因幡浄苑包括管理業務委託料の減 (△11,819 千円)
- 汚泥処理業務委託料の増 (3,230 千円)
- 可燃物処理施設建設事業における委託料の減 (△18,945 千円)
- 可燃物処理施設整備に係る送電線接続工事負担金の増 (51,400 千円)

(2) 歳入歳出総括表

[歳 入]

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	補正後の額
1 分担金及び負担金	4,465,241	△ 19,654	4,445,587
2 使用料及び手数料	7,915	307	8,222
3 国庫支出金	978	8,392	9,370
4 県支出金	5,306	0	5,306
5 財産収入	67,620	△ 6,091	61,529
6 繰入金	569,686	13,443	583,129
7 繰越金	21,818	49,457	71,275
8 諸収入	5,419	3,168	8,587
9 組合債	473,000	3,300	476,300
歳入合計	5,616,983	52,322	5,669,305

[歳 出]

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	補正後の額
1 議会費	3,230	△ 442	2,788
2 総務費	116,686	△ 3,637	113,049
3 民生費	67,716	△ 7,486	60,230
4 衛生費	1,659,755	22,325	1,682,080
5 消防費	3,415,302	42,792	3,458,094
6 公債費	351,294	△ 1,230	350,064
7 予備費	3,000	0	3,000
歳出合計	5,616,983	52,322	5,669,305

(3) 平成27年度一般会計補正予算(第3号)案の概要

(単位:千円)

歳出区分	歳出項目	補正前の額	補正額	補正後の額	対補正前の額(%)	財源		補正後の額
						歳入区分	補正前の額	
1 議会費		3,230	△ 442	2,788	△ 13.7			
1 議会費	△ 442 千円	3,230	△ 442	2,788	△ 13.7		3,230	△ 442
	<主な補正要素内容> (1) 議員異動に伴う報酬の増 (2) 事務事業の確定に伴う経費の減	(645) (2,585)	(15) (△ 457)	(660) (2,128)				
2 総務費		116,686	△ 3,637	113,049	△ 3.1			
1 一般管理費	3,918 千円	98,051	3,918	101,969	4.0		97,392	△ 653
	<主な補正要素内容> (1) 給与改定等に伴う職員給与費の増 (2) 事務事業の確定に伴う経費の減 (3) 退職手当負担金の増(鳥取市1名→2名)	(73,682) (22,320) (2,049)	(696) (△ 133) (3,355)	(74,378) (22,187) (5,404)			500 100 59	4,629 △ 80 22
2 企画振興費	△ 7,555 千円	18,635	△ 7,555	11,080	△ 40.5		18,635	△ 7,555
	<主な補正要素内容> (1) 人事異動等に伴う職員給与費の減(2名→1名) (2) HPRリニューアル経費等の減	(14,720) (3,915)	(△ 6,536) (△ 1,019)	(8,184) (2,896)				
3 民生費		67,716	△ 7,486	60,230	△ 11.1			
1 介護認定審査費	△ 7,460 千円	61,836	△ 7,460	54,376	△ 12.1		61,751	△ 10,017
	<主な補正要素内容> (1) 人事異動等に伴う職員給与費の減(3名→2名) (2) 事務事業の確定に伴う経費の増(臨時職員0名→1名)	(49,527) (12,309)	(△ 9,089) (1,629)	(40,438) (13,938)			85 0	9 2,548
2 障害者総合支援審査費	△ 26 千円	(3,737)	(△ 26)	(3,711)	△ 0.7		2,263	200
	<主な補正要素内容> (1) 事務事業の確定に伴う経費の減	(3,737)	(△ 26)	(3,711)			978 489 7 0	△ 310 0 1 83
3 休日急患歯科診療費	※ 財源更正 0 千円	(2,143)	(0)	(2,143)	0.0		1,716 427 0	△ 4 0 4
								2,463 668 489 8 83
								1,712 427 0 4

歳出区分	歳出項目	補正前の額	補正額	補正後の額	対補正前の額(%)	財源		補正後の額	
						歳入区分	補正前の額		
4 衛生費		1,659,755	22,325	1,682,080	1.3				
1 火葬場費		36,222	△ 1,464	34,758	△ 4.0				
1 因幡霊場管理費	△ 1,464 千円 ＜主な補正要素内容＞ (1) 事務事業の確定に伴う経費の減	36,222 (36,222)	△ 1,464 (△ 1,464)	34,758 (34,758)	△ 4.0	普通負担金 火葬場施設整備事業債 雑入 前年度繰越金	25,016 10,900 306 0	△ 3,038 △ 700 △ 100 2,374	21,978 10,200 206 2,374
2 不燃物処理費		579,844	△ 7,653	572,191	△ 1.3				
1 環境グリーンセン ター管理費	△ 7,581 千円 ＜主な補正要素内容＞ (1) 人事異動等に伴う職員給与費の減(職員6名→5名・嘱託2名→3名) (2) 事務事業の確定に伴う経費の増	558,999 (54,180) (504,800)	△ 7,581 (△ 7,808) (227)	551,418 (46,372) (505,027)	△ 1.4	普通負担金 特別負担金 不燃物処分場用地使用料 不燃物処理手数料 利子及びひ配当金 物品売払収入 リース収入 物売払収入 雑入 不燃物処理施設整備事業債 前年度繰越金	416,080 41,283 207 2,619 19 0 61,820 3,371 33,600 0	△ 29,957 1,463 △ 2 375 0 1,701 △ 8,863 3,266 0 24,436	386,123 42,746 205 2,994 19 1,701 52,957 6,637 33,600 24,436
2 元処分場管理費	△ 72 千円 ＜主な補正要素内容＞ (1) 事務事業の確定に伴う経費の減	8,679 (8,679)	△ 72 (△ 72)	8,607 (8,607)	△ 0.8	普通負担金	8,679	△ 72	8,607
3 尿処理費		371,182	△ 17,375	353,807	△ 4.7				
1 施設管理費	△ 17,375 千円 ＜主な補正要素内容＞ (1) 給与改定等に伴う職員給与費の増 (2) 因幡浄苑包括管理業務委託料等の減	371,182 (9,200) (359,475)	△ 17,375 (15) (△ 17,390)	353,807 (9,215) (342,085)	△ 4.7	普通負担金 特別負担金 土地貸付収入 前年度繰越金	317,910 51,745 1,527 0	△ 21,366 △ 9 △ 810 4,810	296,544 51,736 717 4,810
4 可燃物処理費		672,507	48,817	721,324	7.3				
1 ごみ処理施設 建設費	48,817 千円 ＜主な補正要素内容＞ (1) 人事異動等に伴う職員給与費の増(3名→4名) (2) 可燃物処理施設立地促進基金積立金の増 (3) 送電線接続工事負担金の増 (4) 事務事業の確定に伴う経費の減 ・メーカー選定後の環境影響評価検討業務未実施等	672,507 (26,965) (639) (200,001) (444,902)	48,817 (7,628) (9,195) (51,400) (△ 19,406)	721,324 (34,593) (9,834) (251,401) (425,496)	7.3	普通負担金 循環型社会形成推進交付金 利子及びひ配当金 雑入 可燃物処理施設立地促進 基金繰入金 可燃物処理施設整備事業債 前年度繰越金	275,759 0 639 9 350,000 46,100 0	37,260 8,702 493 0 0 2,362	313,019 8,702 1,132 9 350,000 46,100 2,362

歳出区分	歳出項目	歳出	補正前の額	補正額	補正後の額	対補正前の額(%)	財源		補正後の額	
							歳入区分	補正前の額		
5 消防費			3,415,302	42,792	3,458,094	1.3				
1 消防総務費	45,118 千円 ＜主な補正要素内容＞ (1) 給与改定・早期退職等に伴う職員給与費の増 (2) 基金積立金の増 (3) 退職手当負担金の増 (4) 事務事業の確定に伴う経費の増		2,877,555 (2,637,898) (76,094) (21,794) (141,769)	45,118 (43,693) (92) (254) (1,079)	2,922,673 (2,681,591) (76,186) (22,048) (142,848)	1.6	普通負担金 特別負担金 消防手数料 消防費県補助金 利子及びひ配当金 退職手当金積立基金繰入金 雑入 前年度繰越金	2,578,783 75,000 532 2,393 1,094 219,686 67 7,670	23,936 0 △ 73 0 92 13,443 50 7,670	2,602,719 75,000 459 2,393 1,186 233,129 117 7,670
2 予防費	7 千円 ＜主な補正要素内容＞ (1) 事務事業の確定に伴う経費の増		2,884 (2,884)	7 (7)	2,891 (2,891)	0.2	消防手数料 消防費県補助金	887 1,997	7 0	894 1,997
5 消防施設費	△ 2,333 千円 ＜主な補正要素内容＞ (1) 事務事業の確定に伴う経費の減 ・車両機材整備費等		513,915 (513,915)	△ 2,333 (△ 2,333)	511,582 (511,582)	△ 0.5	普通負担金 特別負担金 物品売払収入 雑入 消防施設整備 事業債 前年度繰越金	88,527 20,255 0 1,415 382,400 21,318	△ 2,029 △ 5,600 1,296 0 4,000 0	86,498 14,655 1,296 1,415 386,400 21,318
6 公債費			351,294	△ 1,230	350,064	△ 0.4				
1 元金	※ 財源更正		335,986	0	335,986	0.0	普通負担金 特別負担金 土地貸付収入 火葬場用地使用料 不燃物処分場用地使用料 浄苑用地使用料 消防用地使用料	33,781 311,322 2,521 51 7 148 3,464	△ 335 △ 888 0 0 △ 7 0 0	33,446 310,434 2,521 51 0 148 3,464
2 利子	△ 1,230 千円 ＜主な補正要素内容＞ (1) H26償借入利率確定に伴う減 (2) 一時借入金利子の減		15,308 (14,308) (1,000)	△ 1,230 (△ 830) (△ 400)	14,078 (13,478) (600)	△ 8.0				
	歳出合計		5,616,983	52,322	5,669,305	0.9	歳入合計	5,616,983	52,322	5,669,305

(4) 普通負担金（補正前比較）

（単位：千円）

市	町名	運営費	介護認定審査費	障害者総合支援審査費	休日急患歯科診療費	火葬場費	不燃物処理費	不燃物処理場跡地利用施設費	し尿処理費	集排水処理費	可燃物処理費	消防費	合計
鳥取市	補正後	76,402	40,887	1,690	1,423	18,399	331,171	7,739	117,536	90,305	267,834	2,156,300	3,109,686
	補正前	83,434	48,804	1,553	1,426	20,948	355,107	2,430	128,129	95,549	236,199	2,144,343	3,117,922
	比較	△7,032	△7,917	137	△3	△2,549	△23,936	5,309	△10,593	△5,244	31,635	11,957	△8,236
岩美町	補正後	5,530	3,182	197	91	1,282	20,337	484	16,333	4,183	13,714	159,940	225,273
	補正前	6,013	3,797	181	91	1,462	21,807	152	17,805	4,349	12,095	156,970	224,722
	比較	△483	△615	16	0	△180	△1,470	332	△1,472	△166	1,619	2,970	551
智頭町	補正後	3,919	2,074	182	52	—	12,280	303	10,700	9,491	8,452	112,096	159,549
	補正前	4,256	2,476	167	52	—	13,168	95	11,665	9,871	7,453	110,030	159,233
	比較	△337	△402	15	0	—	△888	208	△965	△380	999	2,066	316
若桜町	補正後	2,096	1,078	138	28	468	5,656	152	2,792	1,271	4,195	67,285	85,159
	補正前	2,266	1,287	127	29	534	6,065	48	3,044	1,322	3,699	66,100	84,521
	比較	△170	△209	11	△1	△66	△409	104	△252	△51	496	1,185	638
八頭町	補正後	9,071	4,513	256	118	1,864	26,684	722	9,713	34,220	19,998	261,972	369,131
	補正前	9,899	5,387	235	118	2,125	28,612	227	10,588	35,588	17,636	259,609	370,024
	比較	△828	△874	21	0	△261	△1,928	495	△875	△1,368	2,362	2,363	△893
補正後合計	補正後合計	97,018	51,734	2,463	1,712	22,013	396,128	9,400	157,074	139,470	314,193	2,757,593	3,948,798
	補正前合計	105,868	61,751	2,263	1,716	25,069	424,759	2,952	171,231	146,679	277,082	2,737,052	3,956,422
	比較	△8,850	△10,017	200	△4	△3,056	△28,631	6,448	△14,157	△7,209	37,111	20,541	△7,624

(5) 特別負担金（補正前比較）

（単位：千円）

市	町名	事		業		付		費		消 防 施 設 建 費	消 防 職 員 退 職 手 当 基 金 積 立 費	合 計
		不 燃 物 処 理 費	不 燃 物 処 理 場 跡 地 利 用 施 設 費	し 尿 処 理 費	税	消 防 費						
鳥取市	補正後	66,960	4,365	51,736	115,550	150,810	58,646	448,067				
	補正前	66,918	11,354	51,745	114,486	155,864	58,759	459,126				
	比較	42	△ 6,989	△ 9	1,064	△ 5,054	△ 113	△ 11,059				
岩美町	補正後	—	—	—	—	9,434	4,350	13,784				
	補正前	—	—	—	—	9,749	4,301	14,050				
	比較	—	—	—	—	△ 315	49	△ 266				
智頭町	補正後	—	—	—	—	5,899	3,049	8,948				
	補正前	—	—	—	—	6,096	3,015	9,111				
	比較	—	—	—	—	△ 197	34	△ 163				
若桜町	補正後	—	—	—	—	2,967	1,830	4,797				
	補正前	—	—	—	—	3,067	1,811	4,878				
	比較	—	—	—	—	△ 100	19	△ 81				
八頭町	補正後	—	—	—	—	14,068	7,125	21,193				
	補正前	—	—	—	—	14,540	7,114	21,654				
	比較	—	—	—	—	△ 472	11	△ 461				
補正後合計		66,960	4,365	51,736	115,550	183,178	75,000	496,789				
補正前合計		66,918	11,354	51,745	114,486	189,316	75,000	508,819				
比較		42	△ 6,989	△ 9	1,064	△ 6,138	0	△ 12,030				

2 平成27年度鳥取県東部広域行政管理組合因幡ふるさと振興事業費特別
会計補正予算（第1号）《議案第2号》（案）

(1) 歳入歳出補正総額

補正前	補正額	補正後
6,225千円	138千円	6,363千円

ア 歳入補正額の内容

- 財産収入（利子及び配当金）の減 (△444千円)
- 前年度繰越金の増 (582千円)

イ 歳出補正額の内容

- とっとり・いなば協力店運営事業費の減 (△368千円)
- 広域観光推進事業費の増 (82千円)
- 因幡ふるさと振興基金積立金の増 (424千円)

(2) 歳入歳出総括表

[歳入] (単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	補正後の額
1 財産収入	3,125	△444	2,681
2 繰入金	3,000	0	3,000
3 繰越金	100	582	682
歳入合計	6,225	138	6,363

[歳出] (単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	補正後の額
1 因幡振興事業費	6,205	138	6,343
2 予備費	20	0	20
歳出合計	6,225	138	6,363

(3) 平成27年度特別会計補正予算(第1号)案の概要

(単位:千円)

歳出区分	歳出項目	補正前の額	補正額	補正後の額	対補正前 予算比 (%)	財源		内訳	
						歳入区分	補正前の額	補正額	補正後の額
1 因幡振興事業費	138千円	6,205	138	6,343	2.2	歳入及び配当金	3,125	△444	2,681
	<主な補正要素内容>					因幡ふるさと振興	3,000	0	3,000
	(1) 東部圏域PR事業費	(5,258)	(△286)	(4,972)		基金繰入金	100	582	682
	「とっとり・いなば協力店」運営事業確定に伴う減 広域観光推進事業確定に伴う増	(1,148)	(△368)	(780)					
	(2) 因幡ふるさと振興基金積立金の増	(4,110)	(82)	(4,192)					
		(947)	(424)	(1,371)					
	歳出合計	6,225	138	6,363	2.2	歳入合計	6,225	138	6,363

3 平成28年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計予算《議案第3号》(案)

(1) 歳入歳出予算総額

平成28年度予算額…………… 4, 796, 678千円

平成27年度予算額…………… 5, 332, 998千円

比較増減額…………… △ 536, 320千円 (10.1%減)

(2) 予算編成方針等

ア 予算編成方針

- ① 経常的経費（人件費、公債費等の義務的経費を除く。）については、施設の経年劣化に伴う大規模な修繕及び因幡浄苑全稼働に係る経費等を含め、費用対効果や事業の成果等の徹底的な見直しを行い、対前年度で4.7%増に止めた。
- ② 可燃物処理施設の建設及び消防車両の更新整備等の投資的経費については、緊急かつ必然の事業のみに限定し、必要最小限の事業規模とした。
- ③ 依然として厳しい構成市町の財政事情を勘案し、一般財源所要額（市町負担金）の削減となるよう努めた。

イ 事務事業等に関する特記事項

- ① 公会計導入に伴う固定資産台帳の整備を行う。
- ② 因幡霊場火葬炉耐火物全面積替改修工事を行う。
- ③ (債)環境クリーンセンター二次破砕機ローター更新工事を行う。
(平成27年度～平成28年度事業)
- ④ 因幡浄苑脱水汚泥の再資源化を行う。
- ⑤ 可燃物処理施設の建設促進を図る。
- ⑥ 鳥取消防署東町出張所旧庁舎の解体及び工損調査を行う。
- ⑦ アナログ無線使用期限に伴い、局舎解体及び設備撤去を行う。
- ⑧ 湖山消防署空調設備改修工事を行う。
- ⑨ 消防車両等の更新整備を行う。
(債)支援車Ⅲ型 (平成28年度～平成29年度事業)
水槽付消防ポンプ自動車 (東町)、消防ポンプ自動車 (智頭)
高規格救助自動車 (用瀬)、テロ対策用特殊救助資機材 (鳥取)

ウ 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
可燃物処理施設事業費	平成 29 年度	30,000
消防車両整備事業費	平成 29 年度	7,047

(3) 歳入歳出総括表

[歳 入]

(単位：千円)

区 分	本年度	前年度	比 較
1 分担金及び負担金	4,033,430	4,215,774	△ 182,344
2 使用料及び手数料	8,178	7,915	263
3 国庫支出金	21,016	978	20,038
4 県支出金	6,263	5,306	957
5 財産収入	41,427	67,620	△ 26,193
6 繰入金	422,790	569,686	△ 146,896
7 繰越金	500	500	0
8 諸収入	10,974	5,419	5,555
9 組合債	252,100	459,800	△ 207,700
歳入合計	4,796,678	5,332,998	△ 536,320

[歳 出]

(単位：千円)

区 分	本年度	前年度	比 較
1 議会費	3,210	3,230	△ 20
2 総務費	108,561	116,686	△ 8,125
3 民生費	60,103	67,716	△ 7,613
4 衛生費	1,391,524	1,404,278	△ 12,754
5 消防費	2,857,924	3,386,794	△ 528,870
6 公債費	372,356	351,294	21,062
7 予備費	3,000	3,000	0
歳出合計	4,796,678	5,332,998	△ 536,320

(4) 予算の分析

(単位：千円)

区 分		H28 当初 A	H27 当初 B	比較増減額 (A-B) C	増減率 (C/B)
歳 出	1 義務的経費	2,992,080	3,323,901	△331,821	△10.0%
	人 件 費	2,542,774	2,895,855	△353,081	△12.2%
	職員給与費	2,308,360	2,433,177	△124,817	△5.1%
	退職手当等	234,414	462,678	△228,264	△49.3%
	公 債 費	372,356	351,294	21,062	6.0%
	積 立 金	76,950	76,752	198	0.3%
	2 一 般 歳 出	1,804,598	2,009,097	△204,499	△10.2%
	經常的経費	1,020,139	974,010	46,129	4.7%
	そ の 他	784,459	1,035,087	△250,628	△24.2%
	歳 出 合 計	4,796,678	5,332,998	△536,320	△10.1%
歳 入	1 市町負担金	4,033,430	4,215,774	△182,344	△4.3%
	2 特 定 財 源	761,574	1,115,537	△353,963	△31.7%
	3 そ の 他	1,674	1,687	△13	△0.8%
	歳 入 合 計	4,796,678	5,332,998	△536,320	△10.1%

(5) 平成28年度一般会計予算案の概要

(単位:千円)

歳出区分	歳出項目	H28予算案	H27予算額	比較	対前年比 (%)	財源内訳 []内はH27年度予算額
1 議会費		3,210	3,230	△ 20	△ 0.6	
1 議会費	3,210 千円	3,210	3,230	△ 20	△ 0.6	普通負担金 3,210 [3,230]
	【主な事業の内容】 (1) 職員給与費(議員18名) (2) 議会定例会(年2回)及び議会臨時会(年2回)の開催経費 (3) 議会運営委員会及び常任委員会行政視察経費 (4) その他議会運営経費	(645) (546) (1,919) (100)	(645) (566) (1,919) (100)	(0) (△ 20) (0) (0)		
2 総務費		108,561	116,886	△ 8,125	△ 7.0	
1 一般管理費	99,251 千円	99,251	98,051	1,200	1.2	普通負担金 91,695 [97,392] 前年度繰越金 500 [500] 預金利子 50 [100] 雑入 7,006 [59]
	【主な事業の内容】 (1) 職員給与費(管理者等13名、一般職6名) (2) 総括事務費、職員厚生研修費(健康管理経費等)庁舎等管理事務費(庁舎管理委託料等) ＜主な増減要素内容＞ ＜1＞ 退職者に伴う退職手当金等の増 ＜2＞ 固定資産台帳整備経費等の増 ○ 退職手当負担金の減(1名→0名分)	(74,373) (24,878)	(73,682) (22,320)	(691) (2,558) (△ 2,049)		
2 企画振興費	9,310 千円	9,310	18,635	△ 9,325	△ 50.0	普通負担金 9,310 [18,635]
	【主な事業の内容】 (1) 職員給与費(一般職1名) (2) 企画関係事務経費 ＜主な増減要素内容＞ ＜1＞ 職員給与費の減(一般職2名→1名) ＜2＞ ホームページリニューアル等に伴う経費の減	(8,132) (1,178)	(14,720) (3,915)	(△ 6,588) (△ 2,737)		
	△ 9,325 千円			(△ 6,588) (△ 2,737)		

(単位:千円)

歳出区分	歳出項目	H28予算案	H27予算額	比較	対前年比 (%)	財源内訳
3 民生費		60,103	67,716	△ 7,613	△ 11.2	
1 介護認定審査費	53,852 千円	53,852	61,836	△ 7,984	△ 12.9	普通負担金 雑入 53,758 [61,751] 94 [85]
	【主な事業の内容】 (1) 職員給与費(審査会委員75名、一般職2名、嘱託1名) (2) 認定審査システム機器等賃借経費 (3) その他審査会運営経費等	(41,209) (5,648) (6,995)	(49,527) (5,648) (6,661)	(△ 8,318) (0) (334)		
	<主な増減要素内容> <1> 職員給与費の減(職員3名→2名) <2> 制度改正に伴うシステム対応業務経費の減 <3> 審査会事務費等の増(職員△1名→臨職1名)			(△ 8,318) (△ 1,386) (1,720)		
2 障害者総合支援 審査費	4,126 千円	(4,126)	(3,737)	389	10.4	普通負担金 地域生活支援事業費 国庫補助金 地域生活支援事業費 県補助金 雑入 2,594 [2,263] 1,016 [978] 508 [489] 8 [7]
	【主な事業の内容】 (1) 職員給与費(審査会委員6名、嘱託1名) (2) その他審査会運営経費等	(3,898) (228)	(3,558) (179)	(340) (49)		
	<主な増減要素内容> <1> 職員給与費の増(嘱託1名) <2> 新任審査会委員研修会経費等の増			(340) (49)		
3 休日急患歯科 診療費	2,125 千円	(2,125)	(2,143)	△ 18	△ 0.8	普通負担金 休日等歯科診療所 運営費補助金 1,698 [1,716] 427 [427]
	【主な事業の内容】 (1) 休日急患歯科診療業務運営経費			△ 18		
4 衛生費		1,391,524	1,404,278	△ 12,754	△ 0.9	
1 火葬場費		59,108	36,222	22,886	63.2	
1 因幡霊場管理費	59,108 千円	59,108	36,222	22,886	63.2	普通負担金 火葬場施設整備事業債 雑入 32,696 [25,016] 26,200 [10,900] 212 [306]
	【主な事業の内容】 (1) (債)因幡霊場指定管理運営業務費(H26～H30年度) (2) 火葬炉耐火物全面積替等改修工事 (3) 施設維持管理経費	(24,024) (35,041) (43)	(21,600) (14,580) (42)	(2,424) (20,461) (1)		
	<主な増減要素内容> <1> 台車更新に伴う指定管理運営業務費の増 <2> 経年劣化に伴う施設修繕費等の増			(2,424) (20,462)		

(単位:千円)

歳出区分	歳出項目	H28予算案	H27予算額	比較	対前年比 (%)	財源内訳	[]内はH27年度予算額
2 不燃物処理費		495,523	579,844	△ 84,321	△ 14.5		
1 環境クリーンセンター管理費	475,154 千円 【主な事業の内容】 (1) 職員給与費(一般職5名、再任用1名、嘱託2名) (2) 環境クリーンセンター管理運営委託料 (3) 施設維持管理費 (4) 施設周辺環境整備費 (5) (債)リファレンスいば指定管理運営業務費(H26～H30年度) (6) 廃プラスチック処理業務委託料 (7) 分別基準適合物再商品化業務委託料(プラスチック・ガラスびん) (8) 不燃物処理施設建設基金積立金 (9) (債)二次破砕機ローター更新工事 (10) 地域活性化事業関連経費	475,154 (41,862) (123,302) (203,583) (3,893) (19,440) (47,061) (2,050) (19) (32,158) (1,786)	558,999 (54,180) (123,679) (180,982) (3,893) (19,440) (47,377) (2,197) (19) (44,877) (82,355)	△ 83,845 (△ 12,318) (△ 377) (22,601) (0) (0) (△ 316) (△ 147) (0) (△ 12,719) (△ 80,569)	△ 15.0	普通負担金 特別負担金 不燃物処分場用地 使用料 不燃物処理手数料 利子及び配当金 リース有価物 売却収入 雑入 不燃物処理施設整備 事業債	367,669 [416,080] 40,778 [41,283] 267 [207] 2,695 [2,619] 19 [19] 36,239 [61,820] 3,387 [3,371] 24,100 [33,600]
2 元処分場管理費	8,668 千円 【主な事業の内容】 (1) 施設維持管理費 (2) 施設周辺環境整備費	8,668 (7,063) (1,605)	8,679 (7,074) (1,605)	△ 11 (△ 11) (0)	△ 0.1	普通負担金	8,668 [8,679]
3 白兔グラウンド ゴルフ場管理費	11,701 千円 【主な事業の内容】 (1) 施設維持管理費(修繕費等) (2) (債)白兔グラウンドゴルフ場指定管理運営業務費(H26～H30年度)	11,701 (2,197) (9,504)	12,166 (2,662) (9,504)	△ 465 (△ 465) (0)	△ 3.8	普通負担金 特別負担金 不燃物処分場用地 使用料	9,447 [2,952] 2,236 [9,214] 18 [0]

(単位:千円)

歳出区分	歳出項目	H28予算案	H27予算額	比較	対前年比 (%)	財源内訳 []内はH27年度予算額
3 処理管理費		336,203	316,515	19,688	6.2	
1 施設管理費	336,203 千円	336,203	316,515	19,688	6.2	普通負担金 281,149 [263,243] 特別負担金 51,736 [51,745] 土地貸付収入 3,238 [1,527] 浄苑用地等使用料 80 [0]
	【主な事業の内容】	(8,754)	(9,200)	(△ 446)		
	(1) 職員給与費(職員1名)	(29,701)	(31,906)	(△ 2,205)		
	(2) し尿運搬業務委託料	(258,801)	(135,897)	(122,904)		
	(3) 包括管理業務委託料(因幡浄苑)	(32,400)	(0)	(32,400)		
	(4) 脱 waters 汚泥再資源化業務委託料	(3,913)	(0)	(3,913)		
	(5) し尿処理業務委託料	(512)	(9,531)	(△ 9,019)		
	(6) 施設維持管理費(因幡浄苑)	(2,122)	(2,507)	(△ 385)		
	(7) 施設維持管理費(コンポストセンター)					
	<主な増減要素内容>					
	<1> 審議会委員報酬減等に伴う職員給与費の減			(△ 446)		
	<2> 因幡浄苑全稼働に伴う処理業務委託料等の増			(147,608)		
	○ 汚泥処理業務委託料の減			(△ 127,474)		
4 可燃物処理費		500,690	471,697	28,993	6.1	
1 ごみ処理施設建設費	500,690 千円	500,690	471,697	28,993	6.1	普通負担金 116,919 [74,949] 循環型社会形成推進交付金 20,000 [0] 利子及び配当金 354 [639] 雑入 17 [9] 可燃物処理施設立地促進基金繰入金 317,000 [350,000] 可燃物処理施設整備事業債 46,400 [46,100]
	【主な事業の内容】	(34,627)	(26,965)	(7,662)		
	(1) 職員給与費(一般職4名、嘱託1名)	(145,802)	(92,844)	(52,958)		
	(2) 施設整備に係る建設事務費	(319,907)	(351,249)	(△ 31,342)		
	(3) 候補地関係対策事務費	(354)	(639)	(△ 285)		
	(4) 可燃物処理施設立地促進基金積立金					
	<主な増減要素内容>					
	<1> 職員給与費の増(職員3名→4名)			(7,662)		
	<2> 施設建設に伴う各種業務委託料の増			(52,364)		
	<3> 可燃物処理施設立地促進基金積立金の減			(△ 285)		
	<4> その他施設建設等に係る経費の減			(△ 30,748)		

(単位:千円)

歳出区分	歳出項目	H28予算案	H27予算額	比較	対前年比 (%)	財源内訳
5 消防費		2,857,924	3,386,794	△ 528,870	△ 15.6	
1 消防総務費	2,542,182 千円	2,542,182	2,877,555	△ 335,373	△ 11.7	普通負担金 2,355,831 [2,578,783] 特別負担金 75,000 [75,000] 消防手給料 941 [532] 消防費県補助金 2,843 [2,393] 利子及び配当金 1,577 [1,094] 退職手当金積立 105,790 [219,686] 基金繰入金 200 [67] 雑入
	【主な事業の内容】 (1) 職員給与費(職員313名、再任用11名、嘱託2名) (2) 総括事務費(会議旅費、被服費、負担金等) (3) 職員厚生研修費(消防学校、救急救命士派遣経費等) (4) 管理事務費(光熱水費、車両点検修繕費、庁舎管理委託料等) (5) 音楽隊費 (6) 退職手当負担金(鳥取市) (7) 財政調整基金積立金、退職手当金積立基金積立金	(2,304,895) (33,977) (21,525) (81,778) (690) (22,740) (76,577)	(2,637,898) (39,192) (22,864) (79,386) (327) (21,794) (76,094)	(△ 333,003) (△ 5,215) (△ 1,339) (2,392) (363) (946) (483)		
	<主な増減要素内容> <1> 退職者減等に伴う職員給与費の減(20名→9名) <2> 被服費等(防火衣等)の増 <3> 基金積立金の増 ○ 新東町出張所関連経費(庁用備品)の減			(△ 333,003) (3,417) (483) (△ 6,270)		
2 予防費	2,884 千円	2,884	2,884	0	0.0	消防手給料 399 [887] 消防費県補助金 2,485 [1,997]
	【主な事業の内容】 (1) 職員給与費(嘱託1名) (2) 予防業務費 (3) 権限移譲事務費	(1,639) (1,042) (203)	(1,637) (1,042) (205)	(2) (0) (△ 2)		
3 防火クラブ育成費	531 千円	531	554	△ 23	△ 4.2	普通負担金 531 [554]
	【主な事業の内容】 (1) 防火活動経費(防火カレンダー、小冊子作成費等)	(531)	(554)	(△ 23)		

(単位:千円)

歳出区分	歳出項目	H28予算案	H27予算額	比較	対前年比 (%)	財源内訳 []内はH27年度予算額
4 警防費	<p>22,891 千円</p> <p>【主な事業の内容】 (1) 警防業務費 (2) 救急業務費 (3) 救助業務費</p> <p><主な増減要素内容> <1> ストレッチャー及び震災用電動資機材購入経費の増 <2> LED式喉頭鏡購入経費の増 <3> その他警防関連業務経費等の減</p>	22,891 (11,943) (10,100) (848)	20,394 (10,756) (7,828) (1,810)	2,497 (1,187) (2,272) (△ 962) (2,435) (1,947) (△ 1,885)	12.2	普通負担金 22,891 [20,394] 普通負担金 90,302 [88,527] 特別負担金 43,734 [26,265] 雑入 0 [1,415] 消防施設等整備事業債 155,400 [369,200]
5 消防施設費	<p>289,436 千円</p> <p>【主な事業の内容】 (1) 消防施設整備費 (2) 車両機材整備費 (3) 指令設備整備費</p> <p><主な増減要素内容> <1> 東町出張所新築・解体に伴う工損調査経費等の増 <2> 車両購入費等の減(水槽付消防ポンプ自動車外) <3> その他施設整備経費の増 ○ 東町出張所新築工事関連経費等の減</p>	289,436 (51,772) (168,879) (68,785)	485,407 (207,073) (202,742) (75,592)	△ 195,971 (△ 155,301) (△ 33,863) (△ 6,807) (35,807) (△ 33,863) (14,421) (△ 212,336)	△ 40.4	

(単位:千円)

歳出区分	歳出項目	H28予算案	H27予算額	比較	対前年比 (%)	財源内訳 []内はH27年度予算額
6 公債費		372,356	351,294	21,062	6.0	
1 元金	31件 長期債元金	356,929 千円	335,986	20,943	6.2	普通負担金 51,248 [33,781] 特別負担金 317,330 [311,322] 土地貸付収入 0 [2,521] 火葬場用地使用料 73 [51]
2 利子	39件 長期債利子 一時借入金利子	15,427 千円 1,000 千円	15,308	119	0.8	不燃物処分場用地使用料 0 [7] 浄苑用地等使用料 0 [148] 消防用地使用料 3,705 [3,464]
7 予備費		3,000	3,000	0	0.0	普通負担金 3,000 [3,000]
	歳出合計	4,796,678	5,332,998	△ 536,320	△ 10.1	4,796,678 [5,332,998]

(6) 普通負担金 (前年度当初比較)

(単位:千円)

市	町名	運 営 費	介 護 認 定 審 査 費	障 害 者 総 合 支 援 審 査 費	休 日 急 患 歯 科 診 療 費	火 葬 場 費	不 燃 物 処 理 費	不 燃 物 処 理 場 跡 地 利 用 施 設 費	し 尿 処 理 費	集 落 排 水 処 理 費	可 燃 物 処 理 費	消 防 費	合 計
鳥取市	2 8 年 度	71,335	42,649	1,748	1,416	27,704	314,504	7,778	139,067	60,372	111,573	1,972,731	2,750,877
	2 7 年 度	83,128	48,804	1,553	1,426	20,948	355,107	2,430	104,932	78,334	65,018	2,144,343	2,906,023
	比 較	△ 11,793	△ 6,155	195	△ 10	6,756	△ 40,603	5,348	34,135	△ 17,962	46,555	△ 171,612	△ 155,146
岩美町	2 8 年 度	5,313	3,384	226	85	1,686	19,351	486	18,966	3,294	5,731	146,324	204,846
	2 7 年 度	6,077	3,797	181	91	1,462	21,807	152	14,580	3,802	3,329	156,970	212,248
	比 較	△ 764	△ 413	45	△ 6	224	△ 2,456	334	4,386	△ 508	2,402	△ 10,646	△ 7,402
智頭町	2 8 年 度	3,733	2,027	171	51	-	11,968	304	12,363	7,068	3,745	102,554	143,984
	2 7 年 度	4,309	2,476	167	52	-	13,168	95	9,553	8,625	2,052	110,030	150,527
	比 較	△ 576	△ 449	4	△ 1	-	△ 1,200	209	2,810	△ 1,557	1,693	△ 7,476	△ 6,543
若桜町	2 8 年 度	1,989	1,142	146	28	737	5,314	153	2,952	1,057	1,751	61,557	76,826
	2 7 年 度	2,318	1,287	127	29	534	6,065	48	2,493	1,154	1,018	66,100	81,173
	比 較	△ 329	△ 145	19	△ 1	203	△ 751	105	459	△ 97	733	△ 4,543	△ 4,347
八頭町	2 8 年 度	8,456	4,556	303	118	2,683	25,200	726	10,677	25,333	8,362	239,669	326,083
	2 7 年 度	10,036	5,387	235	118	2,125	28,612	227	8,672	31,098	4,855	259,609	350,974
	比 較	△ 1,580	△ 831	68	0	558	△ 3,412	499	2,005	△ 5,765	3,507	△ 19,940	△ 24,891
2 8 年 度 合 計		90,826	53,758	2,594	1,698	32,810	376,337	9,447	184,025	97,124	131,162	2,522,835	3,502,616
	2 7 年 度 合 計	105,868	61,751	2,263	1,716	25,069	424,759	2,952	140,230	123,013	76,272	2,737,052	3,700,945
	比 較	△ 15,042	△ 7,993	331	△ 18	7,741	△ 48,422	6,495	43,795	△ 25,889	54,890	△ 214,217	△ 198,329

(7) 特別負担金（前年度当初比較）

（単位：千円）

市町名	事業			業		交		付		税		消防費	消防建設費	消防職員退職手当基金積立費	合計
	不燃物処理費	不燃物処理場跡地施設	不燃物処理費用	し尿処理費	消防費	し尿処理費	消防費	し尿処理費	消防費						
鳥取市	28年度	66,960	4,365	51,736	115,550	178,823	58,647	476,081							
	27年度	66,918	11,354	51,745	114,486	160,812	58,759	464,074							
	比較	42	△ 6,989	△ 9	1,064	18,011	△ 112	12,007							
岩美町	28年度	—	—	—	—	11,186	4,350	15,536							
	27年度	—	—	—	—	10,059	4,301	14,360							
	比較	—	—	—	—	1,127	49	1,176							
智頭町	28年度	—	—	—	—	6,994	3,049	10,043							
	27年度	—	—	—	—	6,290	3,015	9,305							
	比較	—	—	—	—	704	34	738							
若桜町	28年度	—	—	—	—	3,519	1,829	5,348							
	27年度	—	—	—	—	3,164	1,811	4,975							
	比較	—	—	—	—	355	18	373							
八頭町	28年度	—	—	—	—	16,681	7,125	23,806							
	27年度	—	—	—	—	15,001	7,114	22,115							
	比較	—	—	—	—	1,680	11	1,691							
28年度合計	66,960	4,365	51,736	115,550	217,203	75,000	530,814								
27年度合計	66,918	11,354	51,745	114,486	195,326	75,000	514,829								
比較	42	△ 6,989	△ 9	1,064	21,877	0	15,985								

4 平成28年度鳥取県東部広域行政管理組合因幡ふるさと振興事業費特別
会計予算《議案第4号》(案)

(1) 歳入歳出予算総額

平成28年度予算額…………… 7, 156千円
平成27年度予算額…………… 6, 225千円
比較増減額…………… 931千円 (15.0%増)

(2) 歳入歳出総括表

[歳 入] (単位：千円)

区 分	本年度	前年度	比 較
1 財 産 収 入	4,056	3,125	931
2 繰 入 金	3,000	3,000	0
3 繰 越 金	100	100	0
歳 入 合 計	7,156	6,225	931

[歳 出] (単位：千円)

区 分	本年度	前年度	比 較
1 因幡振興事業費	7,136	6,205	931
2 予 備 費	20	20	0
歳 出 合 計	7,156	6,225	931

(3) 平成28年度特別会計予算案の概要

(単位:千円)

歳出区分	歳出項目	H28予算案	H27予算額	比較	対前年度比 (%)	財源内訳 []内はH27年度予算額
1 因幡振興事業費	7,136 千円 【主な事業の内容】 (1) 東部圏域PR事業費 (2) 因幡ふるさと振興基金積立金 <主な増減要素内容> <1> 東部圏域PR事業費 「とっとり・いなば協力店」運営事業費の減 東部圏域地区・観光情報チラシ作成経費等の増 <2> 因幡ふるさと振興基金積立金の減	7,136 (6,484) (652)	6,205 (5,258) (947)	931 (1,226) (△ 295)	15.0	利子及び配当金 4,056 [3,125] 因幡ふるさと振興基金繰入金 3,000 [3,000] 前年度繰越金 80 [80]
2 予備費		20	20	0	0.0	前年度繰越金 20 [20]
歳出合計		7,156	6,225	931	15.0	7,156 [6,225]

5 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

《議案第5号》（案）

議案第 号

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

一般職の任期付職員の採用等に関する条例を次のように制定する。

平成 年 月 日提出

鳥取県東部広域行政管理組合

管理者 鳥取市長 深澤 義彦

一般職の任期付職員の採用等に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（準用）

第2条 職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例については、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年鳥取市条例第41号）の規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例について定めるためである。

6 鳥取県東部広域行政管理組合職員の配偶者同行休業に関する条例の 制定について《議案第6号》（案）

議案第 号

鳥取県東部広域行政管理組合職員の配偶者同行休業に関する条例の制定
について

鳥取県東部広域行政管理組合職員の配偶者同行休業に関する条例を次のように制定
する。

平成 年 月 日提出

鳥取県東部広域行政管理組合

管理者 鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取県東部広域行政管理組合職員の配偶者同行休業に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第1
項から第3項まで、第6項から第8項まで及び第11項において準用する同法第2
6条の5第6項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（同法第26条の6第1項
に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めることを
目的とする。

（準用）

第2条 職員の配偶者同行休業については、鳥取市職員の配偶者同行休業に関する条
例（平成26年鳥取市条例第17号）の規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地方公務員法に基づき、職員の配偶者同行休業について定めるためである。

7 鳥取県東部広域行政管理組合職員の退職管理に関する条例の
制定について《議案第7号》（案）

議案第 号

鳥取県東部広域行政管理組合職員の退職管理に関する条例の制定につ
て

鳥取県東部広域行政管理組合職員の退職管理に関する条例を次のように制定する。

平成 年 月 日提出

鳥取県東部広域行政管理組合

管理者 鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取県東部広域行政管理組合職員の退職管理に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」とい
う。）第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、職員の退職管
理に関し必要な事項を定めるものとする。

（再就職者による依頼等の規制）

第2条 法第38条の2第1項、第4項及び第5項の規定によるもののほか、再就職
者（同条第1項に規定する再就職者をいう。）のうち、同条第8項の国家行政組織
法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相
当する職として規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者
は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第38条の2第1

項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。)の役職員(同項に規定する役職員をいう。)又は同条第8項の役職員に類する者として規則で定めるものに対し、契約等事務(同条第1項に規定する契約等事務をいう。)であって離職した日の5年前の日より前の職務(当該職に就いていたときの職務に限る。)に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出)

第3条 管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員であった者(退職手当通算予定職員(法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員をいう。)であった者であって引き続いて退職手当通算法人(同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。)の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。)は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合(報酬を得る場合に限る。)又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に規則で定める事項を届け出なければならない。

(公表)

第4条 任命権者は、前条の規定により届出を受けた事項について、遅滞なく、管理者に報告しなければならない。

2 管理者は、毎年度、前項の規定による報告を取りまとめ、規則で定める事項を公表するものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）の施行による地方公務員法の一部改正に伴い、職員の退職管理について必要な事項を定めるためである。

8 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について《議案第8号》（案）

議案第 号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

平成 年 月 日提出

鳥取県東部広域行政管理組合

管理者 鳥取市長 深 澤 義 彦

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(鳥取県東部広域行政管理組合職員の服務等に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県東部広域行政管理組合職員の服務等に関する条例（昭和46年鳥取県東部広域行政管理組合条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項、第27条第2項」に、「勤務時間その他の勤務条件、分限及び服務の宣誓」を「服務等」に改める。

第2条の見出し中「休日等」を「勤務時間、休日及び休暇」に改め、同条中「休日、休暇、勤務時間等」を「勤務時間、休日及び休暇」に、「関して」を「ついて」に改め、同条後段を削る。

第3条中「関して」を「ついて」に改め、「「管理者」の次に「又は消防長」を加える。

第4条中「職員の意」を「職員の意に反する降給の事由並びに職員の意」に、「及び休職」を「、休職及び降給」に、「関して」を「ついて」に改め、同条後段を削る。

第5条中「関して」を「ついて」に改める。

(鳥取県東部広域行政管理組合職員の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県東部広域行政管理組合職員の給与等に関する条例(昭和53年鳥取県東部広域行政管理組合条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に、「、旅費及び退職手当の支給」を「等」に改める。

第2条中「に支給する」を「の」に、「関して」を「ついて」に改める。

第3条中「職員に」を「公務のため旅行する職員等に対し」に、「関して」を「ついて」に改める。

第4条中「関して」を「ついて」に改める。

(鳥取県東部広域行政管理組合職員特殊勤務手当支給条例の一部改正)

第3条 鳥取県東部広域行政管理組合職員特殊勤務手当支給条例(平成16年鳥取県東部広域行政管理組合条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(鳥取県東部広域行政管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第4条 鳥取県東部広域行政管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年鳥取県東部広域行政管理組合条例第9号)の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、同条第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第3条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、同号の前に次の1号を加える。

(5) 職員の休業に関する状況

第3条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

第5条中「鳥取県東部広域行政管理組合公告式条例（昭和46年鳥取県東部広域行政管理組合条例第3号）別表に掲げる掲示場に掲示することにより」を「次に掲げる方法で」に改め、「ものとする」を削り、同条に次の各号を加える。

(1) 鳥取県東部広域行政管理組合公告式条例（昭和46年鳥取県東部広域行政管理組合条例第3号）に定める掲示場への掲示

(2) インターネットを利用して閲覧に供する方法

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）の施行による地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い、関係条例について所要の整理を行うためである。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
新旧対照表

鳥取県東部広域行政管理組合職員の服務等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項、第27条第2項、第28条第3項及び第4項、第31条並びに第35条の規定に基づき、職員の服務等 _____ に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(勤務時間、休日及び休暇)</p> <p>第2条 職員の勤務時間、休日及び休暇については、鳥取市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年鳥取市条例第5号）の規定を準用する。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(義務免除)</p> <p>第3条 職員の職務に専念する義務の特例については、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年鳥取市条例第23号）の規定を準用する。この場合において、同条例第2条第3号中「市長又は管理者」とあるのは、「管理者又は消防長」と読み替えるものとする。</p> <p>(分限)</p> <p>第4条 職員の意に反する降給の事由並びに職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續及び効果並びに失職の事由の特例については、鳥取市職員の分限に関する条例（昭和26年鳥取市条例第59号）の規定を準用する。 _____</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項 _____、第28条第3項及び第4項、第31条並びに第35条の規定に基づき、職員の勤務時間その他の勤務条件、分限及びサービスの宣誓に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(休日等 _____)</p> <p>第2条 職員の休日、休暇、勤務時間等に関しては、鳥取市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年鳥取市条例第5号）の規定を準用する。この場合において、同条例第8条第1項中「市長」とあるのは「管理者」と、同条例第15条第3項中「鳥取市職員給与条例」とあるのは「鳥取県東部広域行政管理組合職員の給与等に関する条例（昭和53年鳥取県東部広域行政管理組合条例第5号）第2条の規定により準用する鳥取市職員給与条例」と読み替えるものとする。</p> <p>(義務免除)</p> <p>第3条 職員の職務に専念する義務の特例に関しては、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年鳥取市条例第23号）の規定を準用する。この場合において、同条例第2条第3号中「市長又は管理者」とあるのは、「管理者 _____」と読み替えるものとする。</p> <p>(分限)</p> <p>第4条 職員の意 _____ に反する降任、免職及び休職 _____ の手續及び効果並びに失職の事由の特例に関しては、鳥取市職員の分限に関する条例（昭和26年鳥取市条例第59号）の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「鳥取市職員給</p>

<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(サービスの宣誓)</p> <p>第5条 職員のサービスの宣誓に<u>ついて</u>は、職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和26年鳥取市条例第22号)の規定を準用する。</p>	<p><u>与条例(昭和26年鳥取市条例第45号)、鳥取市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年鳥取市条例第38号)又は鳥取市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成3年鳥取市条例第1号)」とあるのは「鳥取県東部広域行政管理組合職員の給与等に関する条例(昭和53年鳥取県東部広域行政管理組合条例第5号)」と、同条例第6条中「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(サービスの宣誓)</p> <p>第5条 職員のサービスの宣誓に<u>関して</u>は、職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和26年鳥取市条例第22号)の規定を準用する。</p>
--	--

鳥取県東部広域行政管理組合職員の給与等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号) 第24条第5項及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第3項の規定に基づき、一般職の職員(以下「職員」という。)の給与等 _____ に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(給与)</p> <p>第2条 職員の _____ 給与に<u>ついて</u>は、鳥取市職員給与条例(昭和26年鳥取市条例第45号)の規定を準用する。</p> <p>(旅費)</p> <p>第3条 公務のため旅行する職員等に対し支給する旅費に<u>ついて</u>は、職員等の旅費に関する条例(昭和46年鳥取市条例第3号)の規定を準用する。</p> <p>(退職手当)</p> <p>第4条 職員に支給する退職手当に<u>ついて</u>は、鳥取市退職手当支給条例(昭和22年鳥取市告示第56号)の規定を準用する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号) 第24条第6項及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第3項の規定に基づき、一般職の職員(以下「職員」という。)の給与、旅費及び退職手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(給与)</p> <p>第2条 職員に支給する給与に<u>関して</u>は、鳥取市職員給与条例(昭和26年鳥取市条例第45号)の規定を準用する。</p> <p>(旅費)</p> <p>第3条 職員に _____支給する旅費に<u>関して</u>は、職員等の旅費に関する条例(昭和46年鳥取市条例第3号)の規定を準用する。</p> <p>(退職手当)</p> <p>第4条 職員に支給する退職手当に<u>関して</u>は、鳥取市退職手当支給条例(昭和22年鳥取市告示第56号)の規定を準用する。</p>

鳥取県東部広域行政管理組合職員特殊勤務手当支給条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の特種勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、職員の特種勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。</p>

鳥取県東部広域行政管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員の人事評価の状況</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 職員の休業に関する状況</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 職員の退職管理の状況</p> <p>(9) 職員の研修_____の状況</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(公表の方法)</p> <p>第5条 前条の公表は、次に掲げる方法で</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____行う_____。</p> <p>(1) 鳥取県東部広域行政管理組合公告式条例（昭和46年鳥取県東部広域行政管理組合条例第3号）に定める掲示場への掲示</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(公表の方法)</p> <p>第5条 前条の公表は、鳥取県東部広域行政管理組合公告式条例（昭和46年鳥取県東部広域行政管理組合条例第3号）別表に掲げる掲示場に掲示することにより行うものとする。</p> <p>(新設)</p>

(2) インターネットを利用して閲覧に供する
方法

(新設)

9 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定
について《議案第9号》（案）

議案第 号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

平成 年 月 日提出

鳥取県東部広域行政管理組合

管理者 鳥取市長 深澤 義彦

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（鳥取県東部広域行政管理組合手数料条例の一部改正）

第1条 鳥取県東部広域行政管理組合手数料条例（平成12年鳥取県東部広域行政管理組合条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第1項の規定により鳥取県東部広域行政管理組合（以下「組合」という。）が設置する不燃物処理施設に搬入される一般廃棄物の処理手数料（以下「不燃物処理手数料」という。）	処理の申出の際に徴収する方法。ただし、組合を組織する市町の一般廃棄物収集運搬業者のうち管理者が特別な理由があると認める者については、後納することができる。
--	---

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第1項（他の法令において	交付する時までに納付書により徴収する方法
--------------------------------------	----------------------

	準用する場合を含む。)の 規定に基づく写し又は書面 の交付に関する手数料	
を	廃棄物の処理及び清掃に関 する法律(昭和45年法律 第137号)第6条の2第 1項の規定により鳥取県東 部広域行政管理組合(以下 「組合」という。)が設置 する不燃物処理施設に搬入 される一般廃棄物の処理手 数料(以下「不燃物処理手 数料」という。)	処理の申出の際に徴収する 方法。ただし、組合を組織 する市町の一般廃棄物収集 運搬業者のうち管理者が特 別な理由があると認める者 については、後納すること ができる。

に改める。

別表中第22項から第1項までを1項ずつ繰り下げ、第1項として次の1項を加える。

1 行政不服審査法に係る手数料 行政不服審査法第38条第1項(他の 法令において準用する場合を含む。)の 規定に基づく写し又は書面の交付に関す る手数料	モノクローム 1枚につき10円 カラー 1枚につき50円 (用紙の両面に印刷された文書に ついては、片面を1枚として算定 する。)
--	---

(鳥取県東部広域行政管理組合情報公開条例の一部改正)

第2条 鳥取県東部広域行政管理組合情報公開条例(平成12年鳥取県東部広域行政管理組合条例第8号)の一部を次のように改正する。

第17条の次に次の1条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第17条の2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

第18条の見出し中「情報公開・個人情報保護」を削り、同条第1項中「開示決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立て」を「開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求」に、「場合」を「とき」

に、「不服申立てに係る実施機関」を「審査請求に対する裁決をすべき実施機関」に、「するときに」を「する場合を」に改め、同項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「とき。」を「場合」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合（当該行政文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

第18条第2項中「不服申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第18条の次に次の1条を加える。

(諮問をした旨の通知)

第18条の2 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第1項第2号において同じ。）
- (2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る行政文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

第19条の見出し中「不服申立てを却下」を「審査請求を棄却」に改め、同条中「決定を」を「裁決を」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「する決定」を「する裁決」に改め、同条第2号中「不服申立てに係る開示決定等」を変更し、当該開示決定等を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。）」を変更し、当該審査請求」に、「の決定」を「の裁決」に、「参考人」を「参加人」に、「、当該行政」を「当該行政」に改める。

(鳥取県東部広域行政管理組合個人情報保護条例の一部改正)

第3条 鳥取県東部広域行政管理組合個人情報保護条例(平成17年鳥取県東部広域行政管理組合条例第1号)の一部を次のように改正する。

目次中「第4節 不服申立て(第34条―第36条)」を「第4節 審査請求(第33条の2―第36条)」に改める。

第3章第4節の節名を次のように改める。

第4節 審査請求

第3章第4節中第34条の前に次の1条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第33条の2 開示決定等、訂正等の決定等、利用停止等の決定等又は開示請求、訂正等請求若しくは利用停止等請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

第34条の見出し中「情報公開・個人情報保護」を削り、同条中「開示決定等、訂正等の決定等及び利用停止等の決定等」を「開示決定等、訂正等の決定等、利用停止等の決定等又は開示請求、訂正等請求若しくは利用停止等請求に係る不作為」に、「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「とき。」を「場合」に改め、同条第2号から第4号までを次のように改める。

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正等を行うこととする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止等を行うこととする場合

第34条に次の1項を加える。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第35条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第1項第2号において同じ。）」を加え、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る保有個人情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第36条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「等」を削り、同条中「決定を」を「裁決を」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「する決定」を「する裁決」に改め、同条第2号中「不服申立てに係る開示決定等」を変更し、当該開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）」を変更し、当該審査請求」に、「の決定」を「の裁決」に改める。

（鳥取県東部広域行政管理組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第4条 鳥取県東部広域行政管理組合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年鳥取県東部広域行政管理組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第2条第1号に」を「第2条第3号に」に改め、同項第1号及び第5号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項を削る。

第7条第1項中「審査会は」の次に「、必要があると認めるときは」を、「実施機関」の次に「（以下「諮問実施機関」という。）」を加え、「不服申立て」を「審査請求」に、「おいて」を「おいては」に改め、同条第2項中「諮問をした実施機関」を「諮問実施機関」に、「拒むことができない」を「拒んではならない」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、行政文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する

方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

第7条に次の1項を加える。

- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

第9条を第13条とし、第8条を第12条とし、第7条の次に次の4条を加える。

（意見の陳述）

第8条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第9条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の写しの送付等）

第10条 審査会は、第7条第3項若しくは第4項又は第9条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事

項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(答申書の送付等)

第11条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

行政不服審査法の改正に伴い、関係条例について所要の整備を行うためである。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表

鳥取県東部広域行政管理組合手数料条例新旧対照表

改正後	改正前										
<p>(手数料の徴収) 第3条 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定に基づく写し又は書面の交付に関する手数料</u> </td> <td style="vertical-align: top;"> <u>交付する時までに納付書により徴収する方法</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <u>1 行政不服審査法に係る手数料</u> <u>行政不服審査法第38条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定に基づく写し又は書面の交付に関する手数料</u> </td> <td style="vertical-align: top;"> <u>モノクローム</u> <u>1枚につき10円</u> <u>カラー</u> <u>1枚につき50円</u> <u>（用紙の両面に印刷された文書については、片面を1枚として算定する。）</u> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	方法	<u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定に基づく写し又は書面の交付に関する手数料</u>	<u>交付する時までに納付書により徴収する方法</u>	<u>1 行政不服審査法に係る手数料</u> <u>行政不服審査法第38条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定に基づく写し又は書面の交付に関する手数料</u>	<u>モノクローム</u> <u>1枚につき10円</u> <u>カラー</u> <u>1枚につき50円</u> <u>（用紙の両面に印刷された文書については、片面を1枚として算定する。）</u>	<p>(手数料の徴収) 第3条 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">(新設)</td> <td style="vertical-align: top;">(新設)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表（第2条関係） (新設)</p>	区分	方法	(新設)	(新設)
区分	方法										
<u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定に基づく写し又は書面の交付に関する手数料</u>	<u>交付する時までに納付書により徴収する方法</u>										
<u>1 行政不服審査法に係る手数料</u> <u>行政不服審査法第38条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定に基づく写し又は書面の交付に関する手数料</u>	<u>モノクローム</u> <u>1枚につき10円</u> <u>カラー</u> <u>1枚につき50円</u> <u>（用紙の両面に印刷された文書については、片面を1枚として算定する。）</u>										
区分	方法										
(新設)	(新設)										

鳥取県東部広域行政管理組合情報公開条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）</u> <u>第17条の2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。</u> <u>（ _____ 審査会への諮問）</u> <u>第18条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求 _____ があったときは、当該審査</u></p>	<p>(新設)</p> <p><u>（情報公開・個人情報保護審査会への諮問）</u> <u>第18条 開示決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあった場合は、当該不服申立</u></p>

請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、鳥取県東部広域行政管理組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合（当該行政文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重し、遅滞なく当該審査請求に対する裁決を行うものとする。

（諮問をした旨の通知）

第18条の2 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第1項第2号において同じ。）
- (2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る行政文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

てに係る実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、鳥取県東部広域行政管理組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び次条において同じ。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

（新設）

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重し、遅滞なく当該不服申立てに対する決定を行うものとする。

（新設）

（第三者からの不服申立てを却下する場合等における手続）

第19条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る行政文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第19条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等
_____に係る行政文書を
開示する旨の決定（第三者である参考人が、当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

鳥取県東部広域行政管理組合個人情報保護条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第4節 <u>審査請求</u>（<u>第33条の2</u>—第36条）</p> <p>第4節 <u>審査請求</u> <u>（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）</u></p> <p><u>第33条の2 開示決定等、訂正等の決定等、利用停止等の決定等又は開示請求、訂正等請求若しくは利用停止等請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。</u> <u>（_____審査会への諮問）</u></p> <p>第34条 <u>開示決定等、訂正等の決定等、利用停止等の決定等又は開示請求、訂正等請求若しくは利用停止等請求に係る不作為</u>について <u>審査請求</u> _____があったときは、当該<u>審査請求に対する裁決</u>をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第4節 <u>不服申立て</u>（<u>第34条</u>—第36条）</p> <p>第4節 <u>不服申立て</u> （新設）</p> <p>（<u>情報公開・個人情報保護審査会への諮問</u>）</p> <p>第34条 <u>開示決定等、訂正等の決定等及び利用停止等の決定等</u> _____について、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立て</u>があったときは、当該<u>不服申立てに対する決定</u>をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。</p>

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正等をする事とする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止等をする事とする場合

2. 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第35条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第1項第2号において同じ。）

(2) 開示請求者、訂正等請求者又は利用停止等請求者（これらの者が審査請

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第36条第2号において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(3) 不服申立てに係る訂正等の決定等（訂正等請求の全部を容認して訂正等をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正等請求の全部を容認して訂正等をする事とするとき。

(4) 不服申立てに係る利用停止等の決定等（利用停止等請求の全部を容認して利用停止等をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止等請求の全部を容認して利用停止等をする事とするとき。

(新設)

(諮問をした旨の通知)

第35条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人 _____

(2) 開示請求者、訂正等請求者又は利用停止等請求者（これらの者が不服申

求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該**審査請求に係る保有個人情報の開示**について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が**審査請求人**又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの**審査請求**を棄却する場合等における手続__)

第36条 第22条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する**裁決**する場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの**審査請求**を却下し、又は棄却する**裁決**

(2) **審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)**を変更し、当該**審査請求**に係る保有個人情報を開示する旨の**裁決**(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

立人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該**不服申立てに係る開示決定等**____について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が**不服申立人**又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの**不服申立て**を棄却する場合等における手続**等**)

第36条 第22条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する**決定**する場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの**不服申立て**を却下し、又は棄却する**決定**

(2) **不服申立てに係る開示決定等**を**変更し、当該開示決定等**____に係る保有個人情報を開示する旨の**決定**(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

鳥取県東部広域行政管理組合情報公開・個人情報保護審査会条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審査会は、実施機関(鳥取県東部広域行政管理組合情報公開条例(平成12年鳥取県東部広域行政管理組合条例第8号。以下「公開条例」という。))第2条第1号又は鳥取県東部広域行政管理組合個人情報保護条例(平成17年鳥取県東部広域行政管理組合条例第1号。以下「保護条例」という。)第2条第3号に規定する実施機関をいう。以下同じ。)の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議をする。</p> <p>(1) 公開条例第18条に規定する審査請求に関する事項</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審査会は、実施機関(鳥取県東部広域行政管理組合情報公開条例(平成12年鳥取県東部広域行政管理組合条例第8号。以下「公開条例」という。))第2条第1号又は鳥取県東部広域行政管理組合個人情報保護条例(平成17年鳥取県東部広域行政管理組合条例第1号。以下「保護条例」という。)第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下同じ。)の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議をする。</p> <p>(1) 公開条例第18条に規定する不服申立てに関する事項</p> <p>(2)～(4) (略)</p>

(5) 保護条例第34条に規定する審査請求に関する事項

(削除)

(審査会の調査権限)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、審査請求のあった処分に係る行政文書（公開条例第2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同じ。）又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、行政文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(5) 保護条例第34条に規定する不服申立てに関する事項

2 審査会は、管理者の諮問に応じ、保護条例第38条第3項に規定する勧告に従わなかった旨の公表に関する事項について調査及び審議する。

(審査会の調査権限)

第7条 審査会は _____、諮問をした実施機関 _____ に対し、不服申立てのあった処分に係る行政文書（公開条例第2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同じ。）又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問をした実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒むことができない。

3 審査会は、不服申立人、実施機関の職員その他の関係人の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(新設)

(意見の陳述)

第8条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第9条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の写しの送付等)

第10条 審査会は、第7条第3項若しくは第4項又は第9条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。)にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。

(新設)

(新設)

(新設)

る。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(答申書の送付等)

第11条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(庶務)

第12条 (略)

(委任)

第13条 (略)

(新設)

(庶務)

第8条 (略)

(委任)

第9条 (略)

10 鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正について

《議案第 10 号》（案）

議案第 号

鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正について

鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部を次のように改正する。

平成 年 月 日提出

鳥取県東部広域行政管理組合

管理者 鳥取市長 深澤 義彦

鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する条例

鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例（昭和 53 年鳥取県東部広域行政管理組合条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3（第 18 条関係）

種 類			入 力	離隔距離 (cm)				備 考
				上 方	側 方	前 方	後 方	
炉	開放炉	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200	
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	150	200	150	
		使用温度が300℃未満のもの	—	100	100	100	100	
	開放炉以外	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200	
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100	
		使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50	

ふろがま	気体燃料	不燃以外	半密閉式	浴室 内設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下)	—	15注	15	15	注：浴槽との離隔距離は0cmとするが、合成樹脂浴槽(ポリプロピレン浴槽等)の場合は2cmとする。		
					内がま	21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下)	—	—	60	—			
					浴室 外設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	—	15	15		15	
						外がまでバーナー取り出し口のあるもの	21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	—	15	60		15	
						内がま	21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	—	15	60		—	
						密閉式	21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	—	2注	2		2	
					屋外用	21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	60	15	15	15			
					不燃	半密閉式	浴室 内設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下)	—		4.5注	—
				内がま				21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下)	—	—		—	—
				浴室 外設置			外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	—	4.5		—	4.5

				外がまでバーナー取り出し口のあるもの	21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	—	4.5	—	4.5	
				内がま	21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	—	—	—	—	
				密閉式	21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	—	2注	—	2	
				屋外用	21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	30	4.5	—	4.5	
	液体燃料			不燃以外	39kW以下	60	15	15	15	
	液体燃料			不燃	39kW以下	50	5	—	5	
				上記に分類されないもの	—	60	15	60	15	
温風暖房機	気体燃料	不燃以外・不燃	半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい強制対流型	19kW以下	4.5	4.5	60	4.5	注1：風道を使用するものにあつては15cmとする。 注2：ダクト接続型以外の場合にあつては100cmとする。
	液体燃料	不燃以外	半密閉式	強制対流式	温風を前方向に吹き出すもの	26kW以下	100	15	150	15
					26kWを超え70kW以下	100	15	100注1	15	
					温風を全周方向に吹き出すもの	26kW以下	100	150	150	150
				強制排気型	26kW以下	60	10	100	10	
			密閉式	強制給排気型	26kW以下	60	10	100	10	

	不燃	半密閉式	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	70kW以下	80	5	—	5	
				温風を全周方向に吹き出すもの	26kW以下	80	150	—	150	
				強制排気型	26kW以下	50	5	—	5	
		密閉式	強制給排気型	26kW以下	50	5	—	5		
				上記に分類されないもの	—	100	60	60注2	60	
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15注	15	15注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
				据置型レンジ	21kW以下	100	15注	15	15注	
		不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	80	0	—	0	
				据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0	
	上記に分類されないもの			使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200	
				使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100	
				使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50	
	ボイラー	気体燃料	不燃以外	開放式	フードを付けない場合	7kW以下	40	4.5	4.5	
フードを付ける場合					7kW以下	15	4.5	4.5	4.5	
半密閉式			12kWを超え42kW以下	—	15	15	15			
			12kW以下	—	4.5	4.5	4.5			
密閉式			42kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5			
屋外用			フードを付けない場合	42kW以下	60	15	15	15		
			フードを付ける場合	42kW以下	15	15	15	15		
不燃			開放式	フードを付けない場合	7kW以下	30	4.5	—	4.5	
				フードを付ける場合	7kW以下	10	4.5	—	4.5	
半密閉式			42kW以下	—	4.5	—	4.5			
密閉式			42kW以下	4.5	4.5	—	4.5			
屋外用			フードを付けない場合	42kW以下	30	4.5	—	4.5		
	フードを付ける場合	42kW以下	10	4.5	—	4.5				

液体燃料	不燃以外			12kWを超え70kW以下	60	15	15	15			
				12kW以下	40	4.5	15	4.5			
	不燃			12kWを超え70kW以下	50	5	—	5			
				12kW以下	20	1.5	—	1.5			
	上記に分類されないもの				23kWを超える	120	45	150		45	
					23kW以下	120	30	100		30	
ストーブ	不燃以外	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7kW以下	30	60	100	4.5	注：熱対流方向が一方に集中する場合には60cmとする。	
					19kW以下	60	4.5	4.5注	4.5		
		半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	7kW以下	15	15	80	4.5		
					19kW以下	60	4.5	4.5注	4.5		
	液体燃料	不燃以外	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39kW以下	150	100	100		100
					機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39kW以下	150	15	100		15
		不燃	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39kW以下	120	100	—		100
					機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39kW以下	120	5	—		5
上記に分類されないもの				—	150	100	150	100			
乾燥設備	不燃以外	開放式	衣類乾燥機		5.8kW以下	15	4.5	4.5	4.5		
			衣類乾燥機		5.8kW以下	15	4.5	—	4.5		
	上記に分類されないもの	内部容積が1立方メートル以上のもの		—	100	50	100	50			
		内部容積が1立方メートル未満のもの		—	50	30	50	30			

簡易湯沸設備	気体燃料	不燃以外	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7kW以下	40	4.5	4.5	4.5
				常圧貯蔵型	フードを付ける場合	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5
			瞬間型	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12kW以下	40	4.5	4.5	4.5
				常圧貯蔵型	フードを付ける場合	12kW以下	15	4.5	4.5	4.5
		半密閉式		12kW以下	—	4.5	4.5	4.5		
		密閉式	常圧貯蔵型	12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5		
			瞬間型	調理台型	12kW以下	—	0	—	0	
				壁掛け型、据置型	12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
		屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12kW以下	60	15	15	15	
			常圧貯蔵型	フードを付ける場合	12kW以下	15	15	15	15	
	不燃	開放式	常圧貯蔵型	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7kW以下	30	4.5	—	4.5
				常圧貯蔵型	フードを付ける場合	7kW以下	10	4.5	—	4.5
			瞬間型	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12kW以下	30	4.5	—	4.5
				常圧貯蔵型	フードを付ける場合	12kW以下	10	4.5	—	4.5
		半密閉式		12kW以下	—	4.5	—	4.5		
		密閉式	常圧貯蔵型	12kW以下	4.5	4.5	—	4.5		
			瞬間型	調理台型	12kW以下	—	0	—	0	
				壁掛け型、据置型	12kW以下	4.5	4.5	—	4.5	
		屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12kW以下	30	4.5	—	4.5	
			常圧貯蔵型	フードを付ける場合	12kW以下	10	4.5	—	4.5	
液体燃料	不燃以外		12kW以下	40	4.5	15	4.5			
	不燃		12kW以下	20	1.5	—	1.5			
給湯湯沸設備	気体燃料	不燃以外	半密閉式	常圧貯蔵型	12kWを超え42kW以下	—	15	15	15	
				瞬間型	12kWを超え70kW以下	—	15	15	15	
			密閉式	常圧貯蔵型	12kWを超え42kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
				瞬間型	調理台型	12kWを超え70kW以下	—	0	—	0
		壁掛け型、据置型	12kWを超え70kW以下		4.5	4.5	4.5	4.5		
		屋外用	常圧貯蔵型	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12kWを超え42kW以下	60	15	15	15
				常圧貯蔵型	フードを付ける場合	12kWを超え42kW以下	15	15	15	15
			瞬間型	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12kWを超え70kW以下	60	15	15	15
				瞬間型	フードを付ける場合	12kWを超え70kW以下	15	15	15	15
		不燃	半密閉式	常圧貯蔵型	12kWを超え42kW以下	—	4.5	—	4.5	
瞬間型	12kWを超え70kW以下			—	4.5	—	4.5			

	密閉式	常圧貯蔵型	12kWを超え42kW以下	4.5	4.5	—	4.5				
		瞬間型	調理台型	12kWを超え70kW以下	—	0	—		0		
			壁掛け型、据置型	12kWを超え70kW以下	4.5	4.5	—		4.5		
		屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12kWを超え42kW以下	30	4.5		—	4.5	
				フードを付ける場合	12kWを超え42kW以下	10	4.5		—	4.5	
			瞬間型	フードを付けない場合	12kWを超え70kW以下	30	4.5		—	4.5	
				フードを付ける場合	12kWを超え70kW以下	10	4.5		—	4.5	
		液体燃料	不燃以外		12kWを超え70kW以下	60	15		15	15	
			不燃		12kWを超え70kW以下	50	5		—	5	
			上記に分類されないもの		—	60	15		60	15	
移動式ストーブ	気体燃料	不燃	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7kW以下	100	30	100	4.5	注1：熱対流方向が一方向に集中する場合には60cmとする。 注2：方向性を有するものには100cmとする。
					全周放射型	7kW以下	100	100	100	100	
		バーナーが隠ぺい	自然対流型	7kW以下	100	4.5	4.5	注1	4.5		
			強制対流型	7kW以下	4.5	4.5	60	4.5			
		不燃	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7kW以下	80	15	80	4.5	
					全周放射型	7kW以下	80	80	80	80	
	バーナーが隠ぺい	自然対流型	7kW以下	80	4.5	4.5	注1	4.5			
		強制対流型	7kW以下	4.5	4.5	60	4.5				
	液体燃料	不燃	開放式	放射型		7kW以下	100	50	100	20	
				自然対流型		7kWを超え12kW以下	150	100	100	100	
						7kW以下	100	50	50	50	
				強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの		12kW以下	100	15	100	
温風を全周方向に吹き出すもの					7kWを超え12kW以下	100	150	150	150		
				7kW以下	100	100	100	100			
開放式			放射型		7kW以下	80	30	—	5		
			自然対流型		7kWを超え12kW以下	120	100	—	100		
					7kW以下	80	30	—	30		
			強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの		12kW以下	80	5	—	5	
				温風を全周方向に吹き出すもの		7kWを超え12kW以下	80	150	—	150	
			7kW以下			80	100	—	100		
固体燃料		—		100	50	注2	注2	注2			

調理用器具	気体燃料 不燃以外	開放式	バーナーが露出	卓上型こんろ(1口)	5.8kW以下	100	15	15	15	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。			
				卓上型こんろ(2口以上) ・グリル付こんろ・グリドル付きこんろ	14kW以下	100	15注	15	15注				
			バーナーが隠へい	加熱部が開放	卓上型グリル	7kW以下	100	15	15		15		
				加熱部が隠へい	卓上型オープン・グリル(フードを付けない場合)	7kW以下	50	4.5	4.5		4.5		
					卓上型オープン・グリル(フードを付ける場合)	7kW以下	15	4.5	4.5		4.5		
					炊飯器(炊飯容量4リットル以下)	4.7kW以下	30	10	10		10		
					圧力調理器(内容積10リットル以下)	—	30	10	10		10		
			不燃	開放式	バーナーが露出	卓上型こんろ(1口)	5.8kW以下	80	0		—	0	
						卓上型こんろ(2口以上) ・グリル付こんろ・グリドル付きこんろ	14kW以下	80	0		—	0	
					バーナーが隠へい	加熱部が開放	卓上型グリル	7kW以下	80		0	—	0
						加熱部が隠へい	卓上型オープン・グリル(フードを付けない場合)	7kW以下	30		4.5	—	4.5
							卓上型オープン・グリル(フードを付ける場合)	7kW以下	10		4.5	—	4.5
							炊飯器(炊飯容量4リットル以下)	4.7kW以下	15		4.5	—	4.5
	圧力調理器(内容積10リットル以下)	—				15	4.5	—	4.5				
移動式 こんろ	液体燃料	不燃以外			6kW以下	100	15	15	15				
		不燃			6kW以下	80	0	—	0				
		固定燃料	—	100	30	30	30						

電気 温風機	電気	不燃以外	2kW以下	4.5 注	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：温風の吹き出し方向にあっては60cmとする。		
		不燃	2kW以下	0 注	0 注	— 注	0 注			
電気 調理用機器	電気	不燃以外	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器（こんろ形態のものに限る。）	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8kW以下（1口当たり2kWを超え3kW以下）	100	2	2	2	注1：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合における発熱体の外周からの距離）を示す。 注2：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱体の外周からの距離）を示す。
					—	—	20 注1	—	20 注1	
					—	—	10 注2	—	10 注2	
					4.8kW以下（1口当たり1kWを超え2kW以下）	100	2	2	2	
					—	—	15 注1	—	15 注1	
					—	—	10 注2	—	10 注2	
		不燃	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器（こんろ形態のものに限る。）	こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	4.8kW以下（1口当たり1kW以下）	100	2	2	2	
					—	—	10 注1 注2	—	10 注1 注2	
					5.8kW以下（1口当たり3.3kW以下）	100	2	2	2	
					—	—	10 注2	—	10 注2	
不燃	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器（こんろ形態のものに限る。）	こんろ部分の全部が電磁誘導式調理器のもの	4.8kW以下（1口当たり3kW以下）	80	0	—	0			
			—	—	0 注1 注2	—	0 注1 注2			
			5.8kW以下（1口当たり3.3kW以下）	80	0	—	0			
			—	—	0 注2	—	0 注2			
電気 天火	電気	不燃以外	2kW以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：排気口面にあっては10cmとする。		
		不燃	2kW以下	10	4.5 注	—	4.5 注			
電子 レンジ	電気	不燃以外	電熱装置を有するもの	2kW以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：排気口面にあっては10cmとする。	
		不燃	電熱装置を有するもの	2kW以下	10	4.5 注	—	4.5 注		

電気ストーブ	電気	不燃以外	前方放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kW以下	100	30	100	4.5	
			全周放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kW以下	100	100	100	100	
			自然対流型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kW以下	100	4.5	4.5	4.5	
	不燃	前方放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kW以下	80	15	—	4.5		
		全周放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kW以下	80	80	—	80		
		自然対流型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kW以下	80	0	—	0		
電気乾燥器	電気	不燃以外	食器乾燥器	1kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
		不燃	食器乾燥器	1kW以下	0	0	—	0	
電気乾燥器	電気	不燃以外	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注1：前面に排気口を有する機器にあつては0cmとする。 注2：排気口面にあつては4.5cmとする。
		不燃	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3kW以下	4.5 注1	0 注2	— 注2	0 注2	
電気温水器	電気	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	4.5	0	0	0	
		不燃	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	0	0	—	0	

- 備考 1 「気体燃料」、「液体燃料」、「個体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
- 2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）の一部改正に伴い、新たな設備及び器具に係る離隔距離を定めるとともに所要の整理を行うためである。

鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例新旧対照表

改正後										改正前											
別表3 (第18条関係)										別表3 (第18条関係)											
種類		離隔距離 (cm)								備考	種類		離隔距離 (cm)								備考
		入力	上方	側方	前方	後方	備考	入力	上方				側方	前方	後方	備考					
炉	(略)	半密閉式	浴室設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下)	—	15 注	15	15	注 : 浴槽との離隔距離は0cmとするが、合成樹脂浴槽(ポリプロピレン浴槽等)の場合は2cmとする。	半密閉式	浴室設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下)	—	15 注1	15	15	注1 : 浴槽との離隔距離は0cmとするが、合成樹脂浴槽(ポリプロピレン浴槽等)の場合は2cmとする。		
					(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					(略)	(略)	(略)					
					密閉式	21kW以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	—	2 注	2					2	密閉式	21kW以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	—	2 注1		2	2
					(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	
不燃	半密閉式	浴室設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下)	—	4.5 注	—	4.5		半密閉式	浴室設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下)	—	4.5 注1	—	4.5				
				(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					(略)	(略)	(略)						
				密閉式	21kW以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	—	2 注	—					2	密閉式	21kW以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	—	2 注1		—	2	
				(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
温風暖房機	(略)	液体燃料	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	26kW以下	100	15	150	15	注1 : 風道を使用するものにあつては15cmとする。 注2 : ダクト接続型以外の場合にあつては100cmとする。	液体燃料	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	26kW以下	100	15	150	15	注2 : 風道を使用するものにあつては15cmとする。 注3 : ダクト接続型以外の場合にあつては100cmとする。		
					26kWを超え70kW以下	100	15	100 注1	15					26kWを超え70kW以下	100	15	100 注2	15			
					(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	
					上記に分類されないもの	—	100	60	60 注2					60	上記に分類されないもの	—	100	60		60 注3	60
厨房設備	気体燃料	開放式	組込型こもろ・グリドル付こもろ・キャビネット型こもろ・グリドル付こもろ	14kW以下	100	15 注	15	15 注	注 : 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。	厨房設備	開放式	ドロップイン式こもろ、キャビネット型グリドル付こもろ	14kW以下	100	15 注4	15	15 注4	注4 : 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。			
				据置型レンジ	21kW以下	100	15 注	15					15 注	据置型レンジ	21kW以下	100	15 注4		15	15 注4	
				(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)		
				(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)		
ストーブ	気体燃料	半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19kW以下	60	4.5	4.5 注	4.5	注 : 熱対流方向が一方向に集中する場合は60cmとする。	半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19kW以下	60	4.5	4.5 注5	4.5	注5 : 熱対流方向が一方向に集中する場合は60cmとする。		
					(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			

移動式ストーブ	気体燃料 不燃以外	開放式	(略)	自然対流型	7kW以下	100	4.5	4.5	4.5	4.5	注1: 熱対流方向が一方向に集中する場合には60cmとする。
		開放式	バーナーが隠べい	(略)							
移動式ストーブ	気体燃料 不燃	開放式	(略)	自然対流型	7kW以下	80	4.5	4.5	4.5	4.5	注2: 方向性を有するものには100cmとする。
		開放式	バーナーが隠べい	(略)							
(略)											
固体燃料											
100 50 50 50											
注2: 注2 注2 注2											
調理用器具	気体燃料 不燃以外	開放式	バーナーが露出	(略)	卓上型こんろ(2口以上)・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15	15	15	注: 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
		開放式	バーナーが露出	(略)							
調理用器具	気体燃料 不燃	開放式	バーナーが露出	(略)	卓上型こんろ(2口以上)・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	80	0	—	0	
		開放式	バーナーが露出	(略)							
(略)											
移動式こんろ											
(略)											
電気温風機	電気 不燃以外					2kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注: 温風の吹き出し方向にあっては60cmとする。
						2kW以下	0	0	—	0	
電気温風機	電気 不燃					2kW以下	注7	注7	注7	注7	注7: 温風の吹き出し方向にあっては60cmとする。
						2kW以下	0	0	—	0	
電気調理用機器	電気 不燃以外	電気こんろ	不燃以外	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8kW以下(1口当たり2kWを超え3kW以下)	100	2	2	2	2	注1: 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離(こんろ部分)が電磁誘導加熱式調理器でない場合における発熱体の外周からの距離を示す。 注2: 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離(こんろ部分)が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱体の外周からの距離を示す。
					4.8kW以下(1口当たり1kWを超え2kW以下)	20	—	20	—		
					4.8kW以下(1口当たり1kWを超え2kW以下)	10	—	10	—		
					4.8kW以下(1口当たり1kWを超え2kW以下)	100	2	2	2		
					4.8kW以下(1口当たり1kWを超え2kW以下)	15	—	15	—		
					4.8kW以下(1口当たり1kWを超え2kW以下)	10	—	10	—		
					4.8kW以下(1口当たり1kWを超え2kW以下)	10	—	10	—		
					4.8kW以下(1口当たり1kWを超え2kW以下)	100	2	2	2		
					4.8kW以下(1口当たり1kWを超え2kW以下)	10	—	10	—		
					4.8kW以下(1口当たり1kWを超え2kW以下)	10	—	10	—		
					4.8kW以下(1口当たり1kWを超え2kW以下)	100	2	2	2		
					4.8kW以下(1口当たり1kWを超え2kW以下)	10	—	10	—		
電気調理用機器	電気 不燃	電気レンジ	不燃	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8kW以下(1口当たり1kWを超え2kW以下)	100	2	2	2	2	注9: 電気レンジでこんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合の本体上方の側方又は後方の距離(発熱体の外周からの距離)を示す。
					4.8kW以下(1口当たり1kWを超え2kW以下)	20	—	20	—		
					4.8kW以下(1口当たり1kWを超え2kW以下)	100	2	2	2		
					4.8kW以下(1口当たり1kWを超え2kW以下)	15	—	15	—		
					4.8kW以下(1口当たり1kWを超え2kW以下)	100	2	2	2		
					4.8kW以下(1口当たり1kWを超え2kW以下)	10	—	10	—		
					4.8kW以下(1口当たり1kWを超え2kW以下)	10	—	10	—		
					4.8kW以下(1口当たり1kWを超え2kW以下)	80	0	—	0		
					4.8kW以下(1口当たり1kWを超え2kW以下)	0	—	0	—		
					4.8kW以下(1口当たり1kWを超え2kW以下)	10	—	10	—		
					4.8kW以下(1口当たり1kWを超え2kW以下)	10	—	10	—		
					4.8kW以下(1口当たり1kWを超え2kW以下)	100	2	2	2		
電気調理用機器	電気 不燃	電気レンジ	不燃	こんろ形態のもの	4.8kW以下(1口当たり3kW以下)	100	2	2	2	注9: 電気レンジでこんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合の本体上方の側方又は後方の距離(発熱体の外周からの距離)を示す。	
					4.8kW以下(1口当たり3kW以下)	20	—	20	—		
					4.8kW以下(1口当たり3kW以下)	100	2	2	2		
					4.8kW以下(1口当たり3kW以下)	15	—	15	—		
					4.8kW以下(1口当たり3kW以下)	100	2	2	2		
					4.8kW以下(1口当たり3kW以下)	10	—	10	—		
					4.8kW以下(1口当たり3kW以下)	10	—	10	—		
					4.8kW以下(1口当たり3kW以下)	80	0	—	0		
					4.8kW以下(1口当たり3kW以下)	0	—	0	—		
					4.8kW以下(1口当たり3kW以下)	10	—	10	—		
					4.8kW以下(1口当たり3kW以下)	10	—	10	—		
					4.8kW以下(1口当たり3kW以下)	100	2	2	2		
電気調理用機器	電気 不燃	電気レンジ	不燃	こんろ形態のもの	4.8kW以下(1口当たり3kW以下)	100	2	2	2	注9: 電気レンジでこんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合の本体上方の側方又は後方の距離(発熱体の外周からの距離)を示す。	
					4.8kW以下(1口当たり3kW以下)	20	—	20	—		
					4.8kW以下(1口当たり3kW以下)	100	2	2	2		
					4.8kW以下(1口当たり3kW以下)	15	—	15	—		
					4.8kW以下(1口当たり3kW以下)	100	2	2	2		
					4.8kW以下(1口当たり3kW以下)	10	—	10	—		
					4.8kW以下(1口当たり3kW以下)	10	—	10	—		
					4.8kW以下(1口当たり3kW以下)	80	0	—	0		
					4.8kW以下(1口当たり3kW以下)	0	—	0	—		
					4.8kW以下(1口当たり3kW以下)	10	—	10	—		
					4.8kW以下(1口当たり3kW以下)	10	—	10	—		
					4.8kW以下(1口当たり3kW以下)	100	2	2	2		

電気 電気天火	電気 不燃以外	2kW以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注 : 排気口面にあっては10cmとする。	4.5 注10	4.5 注10	4.5 注10	注10 : 排気口面にあっては10cmとする。	
	電気 不燃	2kW以下	10	4.5 注	—	4.5 注						
電子レンジ	電気 不燃以外	電熱装置を有するもの 2kW以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注 : 排気口面にあっては10cmとする。	4.5 注10	4.5 注10	4.5 注10		
	電気 不燃	電熱装置を有するもの 2kW以下	10	4.5 注	—	4.5 注						
(略)												
電気 電気乾燥機	電気 不燃以外	(略)					注1 : 前面に排気口を有する機器にあつては0cmとする。 注2 : 排気口面にあっては4.5cmとする。	4.5 注1	0 注2	— 注2	0 注2	注11 : 前面に排気口を有する機器にあつては0cmとする。 注12 : 排気口面にあっては4.5cmとする。
	電気 不燃	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3kW以下	4.5 注1	0 注2	— 注2						
(略)												
電気 電気温水器	(略)											
電気 電気天火	電気 不燃以外	2kW以下	10	4.5 注10	4.5 注10	4.5 注10		4.5 注10	4.5 注10	4.5 注10		
	電気 不燃	2kW以下	10	4.5 注10	—	4.5 注10						
電子レンジ	電気 不燃以外	電熱装置を有するもの 2kW以下	10	4.5 注10	4.5 注10	4.5 注10		4.5 注10	4.5 注10	4.5 注10		
	電気 不燃	電熱装置を有するもの 2kW以下	10	4.5 注10	—	4.5 注10						
(略)												
電気 電気乾燥機	電気 不燃以外	(略)						4.5 注11	0 注12	— 注12	0 注12	
	電気 不燃	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3kW以下	4.5 注11	0 注12	— 注12						
(略)												
電気 電気温水器	(略)											

11 鳥取県行政不服審査会共同設置規約の制定について《議案第 11 号》（案）

議案第 号

鳥取県行政不服審査会共同設置規約の制定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 252 条の 7 第 1 項の規定により、次のとおり鳥取県行政不服審査会共同設置規約を定めることについて協議する。

平成 年 月 日提出

鳥取県東部広域行政管理組合

管理者 鳥取市長 深澤 義彦

鳥取県行政不服審査会共同設置規約

（共同設置する地方公共団体）

第 1 条 別表に掲げる市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「関係市町村等」という。）並びに鳥取県は、共同して行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 81 条第 1 項に規定する機関を設置する。

（名称）

第 2 条 この機関は、鳥取県行政不服審査会（以下「審査会」という。）という。

（執務場所）

第 3 条 審査会の執務場所は、鳥取県庁内とする。

（組織）

第 4 条 審査会は、委員 5 人以内で組織する。

(委員の選任方法)

第5条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができる者のうちから、鳥取県知事（以下「知事」という。）が任命する。

2 知事は、前項の規定により任命した委員の氏名を、関係市町村等の長又は管理者に通知するものとする。

(委員の身分取扱い)

第6条 委員の身分取扱いについては、知事の附属機関の委員とみなす。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第7条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第8条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 第5条第2項並びに第6条第1項及び第4項の規定は、専門委員について準用する。

(会議)

第9条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審査会は、在任委員及び議事に関係のある専門委員の総数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、委員及び議事に関係のある専門委員のうち出席したものの過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 法第9条第2項各号に掲げる者である委員及び専門委員は、当該審査請求に係る議決に参加することができない。

(負担金)

第10条 審査会に関する関係市町村等の負担金の額は、知事及び関係市町村等の長又は管理者がその協議により決定するものとする。

- 2 関係市町村等は、前項の規定による負担金を、鳥取県に交付するものとする。

(収入及び支出)

第11条 審査会に関する事務に係る収入及び支出については、鳥取県一般会計歳入歳出予算において計上するものとする。

(雑則)

第12条 この規約に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第1条関係）

倉吉市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町、鳥取県東部広域行政管理組合、鳥取県西部広域行政管理組合、八頭環境施設組合、南部町・伯耆町清掃施設管理組合、日野町江府町日南町衛生施設組合、米子市日吉津村中学校組合、日野病院組合、境港管理組合、鳥取中部ふるさと広域連合、南部箕蚊屋広域連合、鳥取県後期高齢者医療広域連合

提案理由

地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、鳥取県行政不服審査会共同設置規約を定めるための協議について議決を得るためである。

【4】その他

【1】今後の行事予定について

日 時	会議名等	場 所	備 考
2月1日（月） 10:00～	議会運営委員会	鳥取市役所会議室	
2月10日（水） 10:00～ 2月12日（金） 10:00～	議会定例会	鳥取市役所議場	正副管理者出席

【2】その他